

# 月刊

765  
838・7・20  
旭川町役場  
広報係

住民課

## 日本脳炎

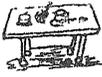


七月中ごろから九月中頃に流行し、子供と老人が多くかかります。確実な治療法はありません。しかも一〇人のうち四人位は死に、助かっても智能が低下したり、手足が不自由になることが多いのです。夏は日射病（日光の直射を長時間受けて体の中に熱がたまって倒れる病気）もあり、その重いのは日本脳炎に症状が似ています。熱が高く、ひきつけたらすぐ医師の診察を受けましょう。

症状、急に高い熱が出て、頭痛や吐き気がおこり、うわごとを云い、ひきつけるようになり、2、3日でもっともひどくなり、4、5日ごろに死ぬものが多いのです。手当て、法定伝染病ですから、隔離せねばなりません。患者は静かに寝かせ、頭を冷やし、水分を与えます。予防、コガタアカイエ蚊によって菌が運ばれます。此の蚊を絶滅させる事が先決問題です。日常栄養に注意して体力をつけておけば、感染しても多くの人には発病しません。また炎天下

米の予約受付が始まりました。  
こぞって農協へ予約いたしましょう。

受付開始 6月25日  
申込期限 9月20日



## 戦没者の遺族へお知らせ

第一戦没者等の妻に対する特別給付について。  
このたび「戦没者等の妻に対する特別給付金支給法」が制定され、次に該当する方々に対し特別給付金が額面二〇万円の国債によって毎年四月と十月にそれぞれ一〇万円ずつ十年間にわたり支給されることになりました。昭和十二年七月七日以降に支那事変地、太平洋戦争によって負傷し、又は疾病にかかりこれによって死亡した者の妻で昭和三十八年四月一日に於て次のような給付を受ける権利を有する者。

- (1) 旧軍人、旧準軍人、旧軍属、旧従軍文官に関する公務扶助料
  - (2) 旧軍人、旧準軍人に関する特別扶助料
  - (3) 軍人軍属に関する遺族年金及び特別年金
  - (4) 準軍属（徴用工等）に関する遺族給付金
  - (5) 戦犯、責任自殺関係者に対する扶助料又は遺族年金
  - (6) もとの陸海軍の雇傭人等にかゝる旧合共済の殉職年金
  - (7) 従軍雇傭人に関する郵政省、国鉄、電々公社の各共済組合の殉職年金
- この特別給付金を受けようとする者は、次の書類を整えて市町村役場に提出しなければなりません。なお請求書類の受付は本年八月一日から始め

- (1) 請求書
  - (2) 戦没者の除籍の抄本
  - (3) 妻の昭和三十八年四月一日における住民票の謄本
  - (4) 公務扶助料、遺族年金等の支払証明書
  - (5) 印鑑票
- この外に年金等を請求中の方や相続人が請求する場合などは別にそれぞれ必要な書類が定められています。次のような方々はこの特別給付金を受ける対象になります。
- (1) 昭和十二年七月七日以前の傷病によって死亡した者の妻
  - (2) 昭和三十八年四月一日前に死亡、婚姻等によって年金等を受ける権利を失っている妻
  - (3) 普通扶助料を受けている方
  - (4) 増加恩給又は傷害年金を受けているものが、その支給事由以外の傷病で死亡したことによって扶助料又は遺族年金等を受けている
  - (5) 傷病恩給等を受けている者が昭和三十八年四月一日以降に死亡した場合その妻
- このほかいろいろ条件や手続きについて定められており、尋ね下さい。
- 第二遺族擁護法の改正について
- このたびの改正で軍属の遺族に対する遺族年金や弔慰金、又準軍属の遺族に対する遺族給付金や弔慰金の支給範囲が次のとおり改められましたので関係の遺族は市町村役場へ御相談願います。

- 1 軍属について
    - (1) 満鉄社員、華北交通、華中鉄道、満州航空、中華航空、満州海運、満州電報、華北電報、華中交通、蒙疆電鉄の社員であった者の遺族
    - (2) 北海道で基地建設等に従事した勤労挺身隊員であった者の遺族
    - (3) 防空、海上監視等軍事任務についていた漁船の船員であった者の遺族
    - (4) 特務機関の任事（情報業務）をしていた者の遺族
    - (5) 満州国境警察隊員であった者の遺族
    - (6) 満州国の特高警察官であった者の遺族
    - (7) 軍事郵便局で任事していた満州国の郵政局職員であった者の遺族
    - (8) 宣撫工作等の任事をしてきた新民会の職員であった者の遺族
    - (9) 中華民國（法政権）軍事顧問部の職員であった者の遺族
  - 2 準軍属について
    - (1) 戦時中徴用されたり、軍の要請により、戦斗参加させられたり、又は国民義勇隊員や、満州国開拓青年義勇隊員等であったことにより死亡した者の遺族には現在遺族給付金が五年間を限り支給されており、この期限がなくなり、一生（権利を失うまで）支給されることになりました。
    - (2) 準軍属の父母には、扶養家族や所得制限等、難しい条件で給付金を支給されて
  - 3 内地部隊等で、負傷したり病気にかかり死亡した軍人軍属の遺族に對する特別弔慰金の支給については、除隊から死亡までの経過期間（肺結核と精神病は三年が六年に、その他の病気は一年が二年に）を延長されました。
- ① 次の方々は弔慰金の受給権について役場で確かめて下さい。
- ア今までに弔慰金を請求して三年以上経過後死亡等の理由で却下されたことのある
- おりましたが、この条件がなくなり、軍人軍属の支給条件と同じになりました。
- (3) 内地、朝鮮、台湾、満州の部隊の軍属であった者の遺族で今迄恩典のなかった者の中には、給付金と弔慰金を支給して良いものが出来ることになりました。
- (4) 次の方々は、この際遺族給付金や弔慰金の受給権について市町村役場で確かめて下さい。
- ア今までに遺族給付金や弔慰金を請求して却下されたことのある遺族
- イ内地や朝鮮、台湾、満州で陸海軍の機関に勤務しておられた者の遺族で、遺族給付金や、弔慰金又は旧合共済組合から年金給付を受けていない者
- ウ遺族給付金を受けておられない遺族で、弔慰金のまだ支給を受けていない者
- 内地部隊（朝鮮、台湾、満州を含む）勤務の軍人、準軍人について

### 警察から

子供を水の事故から守ろう  
子供が転落するようならば、ない場所には、柵や金網を設け、破損か所は見つけ次第修理を。  
幼児のひとり遊びはもちろんです。子供同志のあぶない水遊びはすぐにやめさせる。  
水泳場所以外の、あぶない場所、知らない所では泳がないように。  
水泳は準備運動をして、水泳心得をよく守り、悪ふざけしなないように。  
万一溺れたものがあつた場合は、最初に発見したものが大声を出して近くにいるものに助けを求めること。

### 雑音防止のしおり

- ◎ 雑音電波の伝わり方
- ◎ 雑音発生源から直接に空間電波となって放射され空間を伝わり、ラジオ・テレビへ入る場合
  - ◎ 雑音発生源から、これにつながらる配電線を伝わり、ラジオ・テレビに入る場合
  - ◎ 雑音発生源からその配電線を伝わり、さらにこれから再び電波となりラジオ・テレビに入る場合
  - ◎ 以上の三つの組合せによってラジオ・テレビに入る場合
- 雑音を出す電器器を見つけるとは、それは簡単です。ラジオを聞きながら、またはテレビを見ながら同時に電器器のスイッチを入れたり切ったりしてみればわかります。

## 昭和38年度 国家公務員採用 四国地方初級試験 についてのおしらせ



- 1 職種および採用予定人員  
一般職員 約 八〇名  
特殊業務職員 約 二〇〇名  
郵政職員 男子約四〇名  
女子約一五名
- 2 試験資格  
林業技術職員 約 四〇名  
受験資格  
(1) 昭和十五年四月二日(「  
「税務職員」については昭和  
十八年四月二日)から昭和  
二十一年四月一日までに生  
まれた者  
(2) 「一般職員」、「郵政職  
員」および「各技術職員」  
については男女とも受験で  
きるが、「特殊業務職員」  
および「税務職員」につい  
ては男子に限る。  
(3) 学歴不問  
3 才一次試験  
(1) 試験日  
九月二十九日(日)  
(2) 試験地  
徳島市 高松市 松山市  
宇和島市 新居浜市 高知  
市 中村市  
(3) 試験方法  
各職種に応じて教養試験と  
適性試験または教養試験と  
専門試験を行なう。なお、  
教養試験および専門試験は  
高等学校卒業程度で行なう。  
才二次試験  
(1) 試験日  
十月二十八日(月)から十  
一月九日(土)のうちの指

- 定する一日
- (2) 試験地  
才一次試験合格者に通知す  
る。
- (3) 試験方法  
口述試験(職種によっては  
このほか作文試験または身  
体検査)を行なう。  
5 最終合格者発表  
十二月五日(木)  
6 受験申込受付期間  
七月十五日(月)  
7 受験手続  
(1) 申込用紙の請求および受  
験申込の受付は、人事院高  
松地方事務所(高松市天神  
前一丁目九の一)で取り扱  
う。  
(2) 郵便で申込用紙を請求す  
る場合等には一〇円切手を  
はった宛先明記の返信用封  
筒を同封すること。  
(3) 受験の申込は、所定の申  
込書一通に最近六カ月以内  
に撮影した写真一枚および  
収入印紙二〇〇円(受験手  
数料)を添付して行なうこ  
と。

### 「ぶどう酒」の 密造防止について

- 夏の味覚をそそる「ぶどう酒」  
のはしりが店頭にあらわれて、  
出廻りの最盛期が近いことを知  
らせている。  
最近では果実酒を作ることが盛ん  
で、ことに梅酒はその代表的な  
ものです。ところが「ぶどう酒」  
を原料として作る「ぶどう酒」  
はまだ一般で作る許可が与えら  
れていません。  
ちょっと自家用にと思っ作っ  
ても、すぐ酒税法違反にかかり  
ます。また、試験的に作る場合  
でも違反になるので注意したい  
ものです。  
それでは一般家庭で作っても公  
認である果実酒にはどんなもの  
があるのか、次の十三種類が許  
可となった果実酒です。
- 1 うめ酒
  - 2 またたび酒
  - 3 いちご酒
  - 4 とち酒
  - 5 しそ酒
  - 6 さるなし酒
  - 7 くこ酒
  - 8 くわ酒
  - 9 なつみかん酒
  - 10 すもも酒
  - 11 ぐみ酒
  - 12 にんにく酒
  - 13 かりん酒
- なおこれらの果実酒を作る場合  
は焼酎を原料とするので詳しいこと  
は税務所へお問合せ下さい。



## 税の相談日

毎月5、15、25日

税金の不満や苦情をなくすることは、明るい納税をしていただくために、  
まず必要なことです。  
税の相談機関としては、国税局に協議団がおかれて、みなさんのご相談に  
あたっています。税務所そのものが、もっと納税者のみなさんにお気軽  
に相談していただけるようになりたいものです。  
そこで、毎月五日、十五日、二十五日を「税の相談日」として、全国一斉  
に次のように相談を行なうことになりました。

◆ 原則として、匿名相談として、お名前はおききしません。  
◆ 五日、十五日、二十五日が休日ときは翌日が相談日になります。  
◆ 相談日には、税務所の入口に「税の相談日」の門札をかかげます。  
◆ 地方税についてのご相談、ご連絡もいたします。  
◆ いっぴでも相談をお受けします。「税の相談日」は税務署へのご相談をどく  
相談に際しては、五のつく相談日でなくても、いつでもどく